

V 分限及び懲戒の状況

1 分限処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第 28 条の規定に基づき分限処分に付されることとなりますが、令和 7 年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類（延べ件数） 処分事由	分限処分（件）				計
	降任	免職	休職	降給	
勤務成績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	319		319
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			1		1
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	0	0	320	0	320

2 懲戒処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第 29 条の規定に基づき懲戒処分に付されることとなりますが、令和 7 年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類（延べ件数） 処分事由	懲戒処分（件）				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	2	3	5	3	13
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	13	5	0	4	22
計	15	9	5	7	36

【具体的事由別】

処分の種類（延べ件数） 具体的事由		懲戒処分（件）				
		戒告	減給	停職	免職	計
本人の行為	給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
	一般服務違反関係	1	3	4	2	10
	一般非行関係	0	1	1	3	5
	収賄等関係	0	0	0	0	0
	道路交通法違反	14	5	0	2	21
	小計	15	9	5	7	36
監督責任		0	0	0	0	0
計		15	9	5	7	36

（注） 二以上の事由により懲戒処分が行われた場合は、主たる事由のみを計上している。